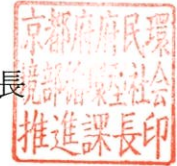




元 循 第 3 3 7 号
令 和 元 年 8 月 2 1 日

一般社団法人京都府建設業協会 会長 様

京都府府民環境部循環型社会推進課長



京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部
改正等について（通知）

平素は、本府の環境行政について格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、この度、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）の一部改正を行い、別添のとおり令和元年10月1日以降、許可申請等手数料を改定することとなりましたので、お知らせします。

また、環境基本法（平成5年法律第91号）に基づく土壌の汚染に係る環境基準の改正に伴い、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（平成21年京都府規則第37号）についても一部改正（有害物質の埋立基準に係る測定方法の変更等）を行いましたので、併せてお知らせします。

つきましては、本改正につきまして、貴団体会員様に周知いただきますようお願い申し上げます。

担当	循環型社会推進課 不法投棄等対策担当
電話	075-414-4228
F A X	075-414-4229

事業者の皆様へ

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（以下「条例」という。）を一部改正し、申請手数料が改定されます。

改正規則の概要

1 施行日

令和元年 10 月 1 日

2 改正内容

項目	改定前	改定後
土地の埋立て等 許可申請手数料	58,000	59,160
変更許可申請手数料	34,000	34,680

※令和元年 10 月 1 日以後の申請に係る手数料について適用されます。

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則（以下「規則」という。）を一部改正し、埋立て基準の測定方法が一部変更されました。

改正規則の概要

1 施行日

令和元年 8 月 16 日

2 改正内容（詳細は、別添埋立基準表のとおり）

- ア 全シアンについて、公定法の検証が完了した新たな測定方法（自動分析）を追加
- イ ふっ素について、ハロゲンを含む場合の測定方法を変更
- ウ 水質汚濁に係る環境基準について（昭和 46 年環境庁告示第 59 号。以下「水質環境基準」という。）の改正に伴う引用部分の番号ずれ対応

埋立基準表

項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検液中に検出されないこと。	規格38に定める方法(規格38.1.1及び38の備考の11に定める方法を除く。)又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法
有機燐(りん)	検液中に検出されないこと。	環境大臣が定める排水基準に係る検定方法(昭和49年環境庁告示第64号。以下「昭和49年環境庁告示第64号」という。)付表1に掲げる方法又は規格31.1に定める方法のうちガスクロマトグラフ法以外のもの(メチルジメトンにあっては、昭和49年環境庁告示第64号付表2に掲げる方法)
鉛	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格54に定める方法
六価クロム	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	規格65.2(規格65.2.7を除く。)に定める方法(規格65.2.6に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒(び)素	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格61に定める方法
総水銀	検液1リットルにつき0.0005ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表3及び昭和49年環境庁告示第64号付表3に掲げる方法
PCB	検液中に検出されないこと。	昭和46年環境庁告示第59号付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
クロロエチレン (塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年環境庁告示第10号)付表に掲げる方法
1, 2—ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1, 1—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1, 2—ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04ミリグラム以下	シス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法、トランス体にあつては日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
1, 1, 1—トリクロロエタン	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 1, 2—トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1, 3—ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	検液1リットルにつき0.006ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表5に掲げる方法
シマジン	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表6の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
ふっ素	検液1リットルにつき0.8ミリグラム以下	規格34.1(規格34の備考の1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、磷酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6の図2の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は昭和46年環境庁告示第59号付表7に掲げる方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質がいずれも共存しないことを確認しなかった試料を測定する場合にあっては、規格34.1.1c)に定める操作(規格34.1.1c)の注(2)の規定により蒸留が終わった後に留出液に硫酸を滴加する操作を行うこと及び規格34の備考の1に定める操作を除く。)を行うものとする。)
ほう素	検液1リットルにつき1ミリグラム以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1, 4—ジオキサン	検液1リットルにつき0.05ミリグラム以下	昭和46年環境庁告示第59号付表8に掲げる方法

京都府公報

号外 第10号

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入数ノ内町
発行所 京 都 府
政策法務課
電話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電話 (075) 441-3155

目 次

条 例	ページ	条 例	ページ
○京都府手数料徴収条例の一部を改正する 条例 (政策法務課、財政課)	3	○食品行商衛生条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	11
○京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例 (循環型社会推進課)	4	○化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例 ()	〃
○京都府立自然公園条例の一部を改正する条例 (自然環境保全課)	〃	○食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例 ()	〃
○京都府立植物園条例の一部を改正する条例 (文化政策室)	〃	○動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部を改正する条例 ()	12
○京都府立文化芸術会館条例の一部を改正する条例 ()	〃	○京都府立けいはんなホール条例の一部を改正する条例 (文化学術研究都市推進課)	〃
○京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例 ()	5	○京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例 (人材確保・労働政策課)	13
○京都府立府民ホール条例の一部を改正する条例 ()	6	○京都府種畜種付け手数料徴収条例の一部を改正する条例 (流通・ブランド戦略課)	15
○京都府立堂本印象美術館条例の一部を改正する条例 ()	〃	○京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例の一部を改正する条例 (畜産課)	〃
○京都府立体育館条例の一部を改正する条例 (スポーツ振興課)	〃	○家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例 ()	16
○京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (健康福祉総務課)	8	○京都府漁港管理条例の一部を改正する条例 (水産課)	〃
○京都府立総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例 ()	〃	○京都府立府民の森条例の一部を改正する条例 (森の保全推進課)	〃
○京都府立青少年海洋センター条例の一部を改正する条例 (子ども・青少年総合対策室)	〃	○京都府海岸等管理条例の一部を改正する条例 (河川課)	〃
○京都府精神保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例 (障害者支援課)	9	○京都府河川の占用等に関する条例の一部を改正する条例 ()	〃
○京都府立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例 ()	〃	○京都府屋外広告物条例の一部を改正する条例 (都市計画課)	〃
○京都府立舞鶴子ども療育センター条例の一部を改正する条例 ()	〃	○京都府立都市公園条例の一部を改正する条例 ()	17
○京都府立子ども発達支援センター条例の一部を改正する条例 ()	10	○京都府立府民スポーツ広場条例の一部を改正する条例 ()	21
○京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例 (医療課)	〃	○浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例 (水環境対策課)	〃
○京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例 (生活衛生課)	〃	○建築基準法施行条例の一部を改正する条例 (建築指導課)	〃
○興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部を改正する条例 ()	〃	○京都府港湾区域等の占用等に関する条例の一部を改正する条例 (港湾企画課)	22
○公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例 ()	11	○京都府教育委員会手数料徴収条例の一部を改正する条例 (教育庁学校教育課)	〃
○理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例 ()	〃	○京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例 (教育庁社会教育課)	〃
○美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例 ()	〃	○京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例 (教育庁文化財保護課)	〃

本号で公布された条例のあらまし

1 改正の理由

最近の社会経済情勢等により負担の均衡を図ることを考慮して、京都府における公の施設等の使用料及び試験研究機関等の手数料の額を改定するため、使用料又は手数料を定めている条例について所要の改正を行うとともに、その他必要な規定整備を行うものである。

2 施行期日

令和元年10月1日

条 例

次に掲げる条例をここに公布する。

京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例
京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例
京都府立自然公園条例の一部を改正する条例
京都府立植物園条例の一部を改正する条例
京都府立文化芸術会館条例の一部を改正する条例
京都府立ゼミナールハウス条例の一部を改正する条例
京都府立府民ホール条例の一部を改正する条例
京都府立堂本印象美術館条例の一部を改正する条例
京都府立体育館条例の一部を改正する条例
京都府衛生検査等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例
京都府立総合社会福祉会館条例の一部を改正する条例
京都府立青少年海洋センター条例の一部を改正する条例
京都府精神保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例
京都府立心身障害者福祉センター条例の一部を改正する条例
京都府立舞鶴こども療育センター条例の一部を改正する条例
京都府立こども発達支援センター条例の一部を改正する条例
京都府立洛南病院の使用料、手数料等に関する条例の一部を改正する条例
京都府旅館業の適切な実施の確保等に関する条例の一部を改正する条例
興行場の設置場所の基準等に関する条例の一部を改正する条例
公衆浴場の設置の場所の配置の基準等に関する条例の一部を改正する条例
理容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の

一部を改正する条例

美容師法に基づく衛生上必要な措置等に関する条例の一部を改正する条例

食品行商衛生条例の一部を改正する条例

化製場等の構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例

食品衛生法に基づく公衆衛生上講じるべき措置の基準等に関する条例の一部を改正する条例

動物の飼養管理と愛護に関する条例の一部を改正する条例

京都府立けいはんなホール条例の一部を改正する条例

京都府立勤労者福祉会館条例の一部を改正する条例

京都府種畜種付け手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府家畜種雄検査及び検査手数料条例の一部を改正する条例

家畜保健衛生所使用料および手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府漁港管理条例の一部を改正する条例

京都府立府民の森条例の一部を改正する条例

京都府海岸等管理条例の一部を改正する条例

京都府河川の占用等に関する条例の一部を改正する条例

京都府屋外広告物条例の一部を改正する条例

京都府立都市公園条例の一部を改正する条例

京都府立府民スポーツ広場条例の一部を改正する条例
浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例

建築基準法施行条例の一部を改正する条例

京都府港湾区域等の占用等に関する条例の一部を改正する条例

京都府教育委員会手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府立少年自然の家条例の一部を改正する条例

京都府立郷土資料館条例の一部を改正する条例

令和元年7月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府条例第10号

京都府手数料徴収条例の一部を改正する条例

京都府手数料徴収条例（平成12年京都府条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「19,200円」を「19,300円」に改め、同表の9の項中「8,000円」を「8,100円」に改め、同表の10の項中「20,600円」を「20,700円」に改め、同表の22の項中「5,900円」を「6,000円」に改め、同表の28の項中「17,900円」を「18,200円」に改める。

別表第2の2の項中「5,600円」を「5,710円」に改め、同表の3の項中「3,600円」を「3,670円」に改め、同表の4の項中「6,700円」を「6,830円」に改め、同表の5の項中「130,000円」を「132,600円」に改め、同表の8の項中「43,000円」を「43,860円」に改め、同表の9の項中「3,400円」を「3,460円」に改め、同表の10の項中「2,900円」を「2,950円」に改め、同表の11の項中「1,100円」を「1,120円」に改め、同表の13の項中「3,700円」を「3,770円」に改め、同表の14の項中「520円」を「530円」に改め、同表の15の項中「35,000円」を「35,700円」に改め、同表の16の項中「7,900円」を「8,050円」に改め、同表の17の項中「15,000円」を「15,300円」に改め、同表の18の項中「16,000円」を「16,320円」に改め、同表の19の項中「3,400円」を「3,460円」に改め、同表の20の項中「5,700円」を「5,810円」に改め、同表の21の項中「2,650円」を「2,700円」に改め、同表の22の項中「52,000円」を「53,040円」に改め、同表の23の項中「27,200円」を「27,740円」に改め、同表の24の項中「4,000円」を「4,080円」に改め、同表の24の2の項中「150,000円」を「153,000円」に改め、同表の25の項中「1,200円」を「1,220円」に、「1,100円」を「1,120円」に改め、同表の26の項中「4,200円」を「4,280円」に改め、同表の27の項中「3,700円」を「3,770円」に改め、同表の28の項中「11,500円」を「11,730円」に改め、同表の30の項中「22,000円」を「22,440円」に改め、同表の31の項中「14,600円」を「14,890円」に改め、同表の32の項中「22,000円」を「22,440円」に改め、同表の34の項中「12,000円」を「12,240円」に改め、同表の35の項中「43,000円」を「43,860円」に改め、同表の36の項中「870,000円」を「887,400円」に改め、同表の37の項中「47,000円」を「47,940円」に改め、同表の38の項中「80,000円」を「81,600円」に改め、同表の41の項中「54,000円」を「55,080円」に改め、同表の42の項中「7,900円」を「8,050円」に改め、同表の43の項中「195,200円」を「199,100円」に改め、同表の44の項中「2,900円」を「2,950円」に改め、同表の45の項中「420,000円」を「428,400円」に改め、同表の48の項中「36,000円」を「36,720円」に改め、同表の49の項中「870,000円」を「887,400円」に改め、同表の50の項中「45,000円」を「45,900円」に改め、同表の51の項中「14,000円」を「14,280円」に、「36,000円」を「36,720円」に、「5,900円」を「6,010円」に、「5,100円」を「5,200円」に、「5,700円」を「5,810円」に改め、同表の52の

項中「130,000円」を「132,600円」に改め、同表の54の項中「33,000円」を「33,660円」に、「680円」を「690円」に改め、同表の54の2の項中「20,000円」を「20,400円」に改め、同表の55の項中「150,000円」を「153,000円」に改め、同表の56の項中「102,400円」を「104,440円」に改め、同表の57の項中「77,800円」を「79,340円」に改め、同表の58の項中「426,300円」を「434,820円」に改め、同表の59の項中「68,000円」を「18,760円」に、「14,000円」を「14,280円」に、「6,900円」を「7,030円」に、「68,000円」を「69,360円」に、「34,000円」を「34,680円」に改め、同表の60の項中「145,500円」を「148,410円」に、「113,500円」を「115,770円」に、「56,750円」を「57,880円」に、「22,100円」を「22,540円」に改め、同表の61の項中「53,800円」を「54,870円」に、「760円」を「770円」に、「700円」を「710円」に改め、同表の63の項中「介護老人保健施設の開設の許可等」を「介護支援専門員実務研修受講試験の実施等」に、「63,000円」を「64,260円」に改め、同表の63の2の項中「33,000円」を「33,660円」に改め、同表の63の3の2の項中「240,000円」を「244,800円」に改め、同表の63の3の3の項中「160,000円」を「163,200円」に改め、同表の63の4の項中「6,000円」を「6,120円」に改め、同表の63の5の項中「7,654,000円」を「7,807,080円」に、「23,000円」を「23,460円」に、「37,000円」を「37,740円」に、「541,300円」を「552,120円」に改め、同表の63の6の項中「4,227,000円」を「4,311,540円」に、「23,000円」を「23,460円」に、「37,000円」を「37,740円」に、「541,300円」を「552,120円」に改め、同表の63の6の2の項中「5,800円」を「5,910円」に改め、同表の63の8の項中「4,227,000円」を「4,311,540円」に、「23,000円」を「23,460円」に、「37,000円」を「37,740円」に、「541,300円」を「552,120円」に改め、同表の63の9の項中「1,193,000円」を「1,216,860円」に改め、同表の64の項中「4,000円」を「4,080円」に改め、同表の64の2の項中「37,000円」を「37,740円」に改め、同表の67の項中「43,000円」を「43,860円」に、「3,500円」を「3,570円」に、「10,000円に1成分」を「10,200円に1成分」に、「2,000円を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額、1成分につき10,000円に」を「2,040円及び」に、「2,100円」を「2,140円」に改め、同表の68の項中「5,000円」を「5,100円」に、「3,500円」を「3,570円」に、「1件につき9,000円」を「又は1件につき9,180円」に、「を加えた額を超えない範囲内において規則で定める額又は1件につき9,000円に」を「及び」に、「1,200円」を「1,220円」に改め、同表の69の項中「1件につき5,200円を」を「1件につき3,570円を」に、「1断面につき5,200円」を「1断面につき5,300円」に、「1枚につき1,200円」を「1件につき1,220円」に、「600円」を「610円」に、「1,500円」を「1,530円」に、「500円」を「510円」に、「5,200円に」を「5,300円に」に、「1,000円」を「1,020円」に、「3,000円」を「3,060円」に改め、同表の70の項中「7,500円」を「7,650円」に、「1枚につき1,500円」を「1件につき1,530円」に、「3,000円」を「3,060円」に

に改め、同表の71の項中「1件につき3,500円を超えない範囲内において規則で定める額又は」を削り、「3,500円に」を「3,570円に」に改め、同表の72の項中「1,400円」を「1,420円」に改め、同表の73の項中「1,600円」を「1,630円」に、「900円」を「910円」に改め、同表の74の項中「1,700円」を「1,730円」に改め、同表の75の項中「1,100円」を「1,120円」に改め、同表の76の項中「950円」を「960円」に改め、同表の77の項中「700円」を「710円」に改め、「1試験につき2,200円を超えない範囲内において規則で定める額」を削り、「試料」を「2,240円に試料5点を超えて」に、「ごとに2,200円」を「ごとに2,240円」に、「を超えない範囲内において規則で定める額又は1試験につき照射時間が」を「及び照射時間10時間を超えて」に改め、同表の78の項中「12,000円」を「12,240円」に、「2,200円」を「2,240円」に、「9,200円」を「9,380円」に改め、同表の79の項中「4,300円」を「4,380円」に、「2,200円」を「2,240円」に改め、同表の80の項中「1,400円」を「1,420円」に改め、同表の81の項中「2,200円」を「2,240円」に改め、同表の84の項中「23,000円」を「23,460円」に、「2,300円」を「2,340円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府手数料徴収条例別表第1及び別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第11号

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例の一部を改正する条例

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例（平成21年京都府条例第12号）の一部を次のように改正する。

第33条中「次に掲げる」を「次の各号に掲げる手数料の区分に応じ、当該各号に定める額の」に改め、同条第1号中「58,000円」を「59,160円」に改め、同条第2号中「34,000円」を「34,680円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例第33条の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用する。

京都府条例第12号

京都府立自然公園条例の一部を改正する条例

京都府立自然公園条例（昭和38年京都府条例第25号）

の一部を次のように改正する。

別表中「(第49条関係)」を「(第60条関係)」に改め、同表写真の撮影の項中「1,900」を「1,930」に改め、同表映画の撮影の項中「15,000」を「15,300」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に京都府立自然公園条例第51条第1項の許可を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立自然公園条例別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府条例第13号

京都府立植物園条例の一部を改正する条例

京都府立植物園条例（昭和35年京都府条例第33号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号の表中「2,500円」を「2,550円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に使用の承認を受けた者に係る使用料については、この条例による改正後の京都府立植物園条例第3条第1項第2号の規定にかかわらず、なお従前の例による。

京都府条例第14号

京都府立文化芸術会館条例の一部を改正する条例

京都府立文化芸術会館条例（昭和44年京都府条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表中「17,400円」を「17,740円」に、「27,900円」を「28,450円」に、「38,400円」を「39,160円」に、「24,400円」を「24,880円」に、「34,900円」を「35,590円」に、「45,400円」を「46,300円」に、「2,300円」を「2,340円」に、「3,100円」を「3,160円」に、「4,700円」を「4,790円」に、「6,300円」を「6,420円」に、「7,000円」を「7,140円」に、「9,400円」を「9,580円」に、「11,700円」を「11,930円」に、「19,600円」を「19,990円」に、「15,700円」を「16,010円」に、「11,000円」を「11,220円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の京都府立文化芸術会館条例の規定に基づき指定管理者が行う利用料金の設定は、この条例の施行の日前においても、当該規定の例により行うことができる。

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8018 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社
電 話 (075) 441-3155

目 次

規 則	公 告
○京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (循環型社会推進課) 329	○国土調査の成果の認証 (農村振興課) 330
	○農用地利用配分計画の認可の申請 (経営支援・担い手育成課) 331
	○都市計画法に基づく工事完了 (建築指導課、乙訓土木事務所) *
○道路の区域変更 (中丹東土木事務所) 330	公 安 委 員 会
○道路の供用開始 () *	○一般競争入札の実施 *

規 則

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年8月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府規則第9号

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則(平成21年京都府規則第37号)の一部を次のように改正する。

別表第1全シアン^①の項中「38.1.1」の右に「及び38の備考の11」を、「。」の右に「又は水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「昭和46年環境庁告示第59号」という。)付表1に掲げる方法」を加え、同表六価クロムの項中「65.2に」を「65.2(規格65.2.7を除く。)に」に改め、同表総水銀の項中「水質汚濁に係る環境基準(昭和46年環境庁告示第59号。以下「」を削り、「」という。)付表1」を「付表2」に改め、同表アルキル水銀の項中「付表2」を「付表3」に改め、同表PCBの項中「付表3」を「付表4」に改め、同表チウラムの項中「付表4」を「付表5」に改め、同表シマジンの項及びチオベンカルブの項中「付表5」を「付表

6」に改め、同表ふっ素の項中「若しくは34.4」を「(規格34の備考の1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ミリリットルに硫酸10ミリリットル、燐酸60ミリリットル及び塩化ナトリウム10グラムを溶かした溶液とグリセリン250ミリリットルを混合し、水を加えて1,000ミリリットルとしたものを用い、日本産業規格K0170-6の6の図2の注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)」に、「付表6」を「付表7」に、「共存する」を「いずれも共存しないことを確認しなかった」に、「34.1c)」を「34.1.1c)」に、「注(6)」を「注(2)」に、「こと」を「こと及び規格34の備考の1に定める操作」に改め、同表の1,4-ジオキサンの項中「付表7」を「付表8」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則による改正後の京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例施行規則別表第1の規定は、京都府土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例(平成21年京都府条例第12号)第17条に規定する調査又は同規則第7条第3項第13号に規定する土壌の調査であって、この規則の施行の日以後に採取された同条例第2条第1項に規定する土砂等を試料とするものについて適用する。

告 示

京都府告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年8月16日から令和元年8月30日まで縦覧に供する。

令和元年8月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 舞鶴福知山線
- 3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
舞鶴市字三日市小字池下737の2から 舞鶴市字三日市小字朝10020の2を経て 舞鶴市字三日市小字朝14まで	前	最小 7.1 最大 14.7	351.0	工事に伴う仮設道の設置
舞鶴市字三日市小字池下737の2から 舞鶴市字三日市小字朝10020の2を経て 舞鶴市字三日市小字朝14まで	後	最小 7.1 最大 14.7	351.0	
舞鶴市字三日市小字池下737の2から 舞鶴市字三日市小字朝561の1を経て 舞鶴市字三日市小字朝14まで		最小 5.6 最大 6.5	351.0	

- 4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

京都府告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定

により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和元年8月16日から令和元年8月30日まで縦覧に供する。

令和元年8月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 府道
- 2 路線名 舞鶴福知山線
- 3 供用開始の区間及び期日

区 間	期 日
舞鶴市字三日市小字池下737の2から 舞鶴市字三日市小字朝561の1を経て 舞鶴市字三日市小字朝14まで	令和元年8月16日

- 4 縦覧場所 京都府中丹東土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

公 告

与謝郡与謝野町における次の地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した。

令和元年8月16日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 調査を行った者の名称
与謝郡与謝野町
- 2 調査を行った時期
平成6年8月23日から平成28年3月20日まで
- 3 成果の名称
与謝郡与謝野町（字明石の一部）の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域
与謝郡与謝野町字明石の一部
- 5 認証年月日
令和元年8月1日
(国土交通省の承認年月日 平成29年3月8日)